

大教組

夏期学校に「どう」

自公政権の構造改革に対する国民の怒りで誕生した民主党政権は、7月の参議院選挙で財界が望む消費税率10%、法人税減税を公言し大敗を喫しました。構造改革を推進する民主党の「地域主権改革」をどう見るのか、「競争と管理」の教育ではなく、子どもに豊かな学力と生きる力をどのように育むのか、8月17日・18日に開催された夏期学校の共通講義で、多くの教職員が学び、秋からの活力としました。

梅原利夫さん講演(要旨)

どうする？学力と生きる力 —新自由主義の人間観に立ちまわろう—

教育の目的は自らは「このように人間を造る」という人間観をめぐすのか、その根底の人間観が問われます。政府・財界は、教育基本法の改悪とあわせて、「たくましい日本人像」を示して、「新自由主義」論から「人的資源」論から「人的資本」論へと踏み込んで、人財を投資の対象として扱い、付加価値が期待されない



ものにはお金をかけない「人的資本」として扱おうとしています。そしてランキン競争、国家への服従、人間管理を強めようとしています。

渡辺治さん講演(要旨)

現政権の「地域主権改革」、 自民党小泉「構造改革」の地域版

消費税率10%、法人税減税を公言し、参議院選挙で大敗した菅政権は、今後自民党・アメリカの後押しを受け、構造改革への回帰・自民党同盟重視の反動政治を推進していくと見られています。

社会保険削減などを地方自治体の自己責任に

そして、現在民主党政権は、自公政権の地方分権改革を継承し、構造改革の目玉として「地域主権改革」を前面に出しています。構造改革は、大企業の国際競争力を高める改革であり、そのためには法人税軽減や人件費削減が必要となります。法人税を下げるためには、国家財政支出を縮小し、医療・福祉などの社会保障、公共投資を削減することが必要となります。これまで、構造改革を国家レベルですべて

きたが、それは窓口となる地方自治体が抵抗します。地方自治体が構造改革反対の拠点になれば、その立場の首長が選挙で当選することになります。だから、地方自治体に責任を委ね、財政と権限を与えて、構造改革を自己責任で行わせ、大企業を支援し、社会保障削減を推進させるのが、自民党小泉政権の「三位一体改革」の手法であり、現在大阪府の橋本知事や名古屋市の河村市長がすすめている構造改革です。「地域主権改革」は、制度や財源について国がおおむね決定しては国がおおむね決定しては重要となります。

だが、子どもが学び合うという接点をもっている限り、権力の介入を許すことはありませぬ。

「同和秘密調査」
最高裁へ上告

7月29日、大阪高等裁判所第3民事部(岩田好二裁判長)は、「同和秘密調査」(学力等実態把握)差止等請求控訴事件について、原告らの請求を棄却する不当判決を下しました。原告団と大教組等は、最高裁へ上告し闘いを継続します。

大阪高裁に控訴していた裁判です。2002年3月末で国の同和対策特別法が失効し、地方指定が解除。それにもかかわらず、旧「同和地区」に居住する児童・生徒のデータを府が所有し、成績を抽出比較し、結果を公表すること、新たな差別づくり「学力調査を利用した人権侵害」として批判が高まっていました。大阪高裁判決は、府教委が調査を実施した当時は、旧同和地区の問題は「いまだ解決していない」と判断される状況であったと認められるとして、「調査をすること自体が違法」ということ自体が違法と指摘。府教委が公表した内容についても「控訴人やその子らに直接結びつくものではなく、公表内容は行政の一般施策の前提となる情報として一般府民に意味のあるもの」として違法であるという判断を下しました。

2010年人事院勧告 不当な賃下げ勧告許さず生活改善を

人事院は8月10日、一般職国家公務員の給与等の勧告を言い出した。月例給減額と一時金の引き下げにより、平均年収は万4千円のダウン。生活改善を求める切実な要求に背を向け、政府の総人件費削減方針に追随する不当勧告です。(表1参照)

表1【2010人事院勧告のポイント】

- 給与改定の内容(月例給)
・中高年齢層(40歳以上)の俸給月額に限定し、平均0.1%マイナス改定
・55歳を超える職員(行政職(一)5級以下の職員及びこれに相当する職員の除く)について、1.5%の定率で減額(一時金)
・4.15月→3.95月へ引き下げ
○2013年度から段階的に65歳への定年延長を打ち出す

表2【2010人事院勧告のポイント】

- 給与改定の内容(月例給)
・中高年齢層(40歳以上)の俸給月額に限定し、平均0.1%マイナス改定
・55歳を超える職員(行政職(一)5級以下の職員及びこれに相当する職員の除く)について、1.5%の定率で減額(一時金)
・4.15月→3.95月へ引き下げ
○2013年度から段階的に65歳への定年延長を打ち出す

勤務時間の15分短縮 10月1日実施へ

勤務時間15分短縮が、10月1日より実施されることになりました。これは、大教組・府労組連のたかしの成果です。府教委は時短実施にあたり、時短後の勤務時間については終業15分短縮(昼間課程)を基本として各学校の裁量で決定してまいこと、短時間勤務者の勤務時間については本人希望の同意をもとに各学校で決定する、など回答しています。また、10月1日より、「育児に係る早出遅出勤務」の導入を行うとしています。

長時間過密労働解消へ 実効ある措置を

- 【勤務時間短縮の概要】
- 1日の勤務時間、7時間45分、週当たりの勤務時間38時間45分
 - 勤務時間の割振り
勤務時間の基本は下記の通り。
・昼間課程(現行) 8:30~17:15 (時短後) 8:30~17:00
・夜間課程(現行) 14:00~21:45 (時短後) 14:15~21:45
 - 年次休暇
1日単位の取得で1時間単位も可(半日単位の取得はなくなります)。ただし、残日数に1時間未満の端数があり、そのすべてを使用する場合、分単位の取得も可。
・年間時間数は155時間(7時間45分×20日)
 - 特別休暇
夏期休暇については、1日単位の取得、3時間45分又は4時間単位の取得となります。
 - 週休日の振替え等
下記のいずれか
・1日の勤務時間
・1日の勤務時間のうち、3時間45分又は4時間



※なお、再任用短時間勤務者、高齢者部分休業取得者、育児の短時間勤務取得者の時短についても制度あり。非常勤特別(若年)嘱託、教育専門員、府立学校に勤務する非常勤補助員・特別非常勤講師(看護師)等の時短については協議中。ただし、非常勤講師には時短の適用なし

- 【育児に係る早出遅出勤務】
- 対象
小学校就学の始期に達しない子を育てる職員で、当該子を保育所等へ送迎する場合
 - 始業及び終業の時刻
<<学校関係>>
昼間課程に於いて、始業は午前8時15分以後、終業は午後5時30分以前勤務時間のパターン
1) 午前8時15分~午後4時45分、2) 午前8時45分~午後5時15分、3) 午前9時~午後5時30分



このたび大阪教育文化センターでは、部署問題学習と「人権教育」の有害性、教育委員会がすすめる「人権教育」の問題点、子どもが輝く教育について、討議資料(冊子)を発行しました。部署問題学習と「人権教育」について、一緒に考えませんか。問い合わせは、大阪教育文化センター(06-6768-1573)まで。

大阪高裁に控訴していた裁判です。2002年3月末で国の同和対策特別法が失効し、地方指定が解除。それにもかかわらず、旧「同和地区」に居住する児童・生徒のデータを府が所有し、成績を抽出比較し、結果を公表すること、新たな差別づくり「学力調査を利用した人権侵害」として批判が高まっていました。大阪高裁判決は、府教委が調査を実施した当時は、旧同和地区の問題は「いまだ解決していない」と判断される状況であったと認められるとして、「調査をすること自体が違法」ということ自体が違法と指摘。府教委が公表した内容についても「控訴人やその子らに直接結びつくものではなく、公表内容は行政の一般施策の前提となる情報として一般府民に意味のあるもの」として違法であるという判断を下しました。